

平成 19 年度
水質汚濁防止法等の施行状況
(第 2 版)

平成 21 年 2 月

環境省水・大気環境局水環境課

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）（以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成 19 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係りのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係りがあると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表 1 に示す。平成 20 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 276,611（284,973）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,944（4,118）、合計で 280,555（289,091）であり、平成 19 年 3 月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成 19 年 3 月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 32（20）であった。

BOD や SS 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 35,539（36,139）と全体の約 13%である。

また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 4,350 (4,471) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,762 (11,234) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 15,112 (15,705) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく指定湖沼について、平成 19 年 12 月に八郎湖が指定され 11 湖沼となり、平成 20 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,994 (2,111) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 864 (918) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 105 (127)、673 (1,256) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,772 (3,494) であった。

なお、これら 1,994 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 15 (約 1%)、八郎湖 30 (約 2%)、霞ヶ浦 285 (約 14%)、印旛沼 178 (約 9%)、手賀沼 109 (約 5%)、諏訪湖 72 (約 4%)、野尻湖 0 (0%)、琵琶湖 798 (約 40%)、中海 109 (約 5%)、宍道湖 158 (約 8%)、児島湖 240 (約 12%)、であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 213,202 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 213,202 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 191,268 であり、全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水水が排

水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表 6 に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 6,654 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 16 件であり、法第 5 条の届出総数は 6,670 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,986 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に示すとともに、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 19 年度における改善命令の件数は 27 件であり、一時停止命令の件数は 1 件であった。これを業種別の内訳（表 8）で見ると、改善命令については、酸・アルカリ表面処理施設、電気めっき施設及び洗たく業に対して発動されたものがそれぞれ 4 件と最も多く、次いで指定地域特定施設が 3 件となっていた。一方、一時停止命令については、指定地域特定施設（1 件）に対して発動されたものであった。なお、一時停止命令の発動（1 件）は改善命令とともに発動されたものである。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,374 件であり、公共用水域関係では 8,282 件、地下水関係では 92 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 46,724 件、夜間立入が 686 件で立入件数は計 47,410 件であった。なお、47,410 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,916 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 19 年度における排水基準違反の件数は 10 件であり、違反摘発の契機について見ると、警察、海上保安庁の調査によるものが 7 件であった。

また、違反業種は水産食料品製造業が 6 件、畜産食料品製造業、その他無機化学工業製品製造業、生コンクリート製造業、洗たく業がそれぞれ 1 件であり、違反項目は COD、pH が 5 件、SS が 4 件、大腸菌群数が 3 件、BOD、ノルマルヘキサン抽出物質含有量が 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。排水基準違反 10 件のうち、起訴件数は 4 件であり、それらの判決内容は、行為者、法人共に罰金が科せられた事例が 4 件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置

を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 229 件（内訳：公共用水域関係 215 件、地下水関係 14 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 294 件（内訳：公共用水域関係 246 件、地下水関係 48 件）であった。一方、平成 19 年度に発動された応急措置命令は 3 件であった。

また、公共用水域において、異常湧水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第 18 条）、平成 19 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 19 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は 1 件であった。なお、平成 20 年 3 月末現在、210 地域（42 都道府県 351 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量規制制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量規制制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出

水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等を取るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を取るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内特定事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録しなければならず（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 20 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 12,346 であり、平成 19 年 3 月末現在（12,577）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 2,019（約 16%）、伊勢湾 3,667（約 30%）、瀬戸内海 6,660（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 488 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令は 1 件、法第 13 条の 3 に基づく指導等は 7 件であった。

（２）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係るのある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 340 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 519 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係が 1 件、第 8 条関係は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 19 年度における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 3 件であった。なお、平成 20 年 3 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

（３）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

平成 19 年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、**表 15** に示すように 275 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 180 件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第 16 条第 1 項）及び指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）はそれぞれ 1 件、一方、指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（湖

沼法第 10 条)。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる(湖沼法第 20 条第 1 項)。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている(湖沼法第 20 条第 2 項)。

平成 19 年度における改善勧告(湖沼法第 20 条第 1 項)の件数は 0 件であり、改善命令(湖沼法第 20 条第 2 項)についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 56 件、口頭による指導が 54 件で、内容は処理施設の改善が 20 件、排水の一時停止が 1 件、その他が 94 件であった。